	9　N36°07′05″E140°15′14″の地点、N36°07′05″E140°11′34″の地点、N36°00′23″E140°17′23″の地点、N35°57′32″E140°29′39″の地点、N36°04′53″E140°27′03″の地点及びN36°07′05″E140°15′14″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900ｍ以上4,550m以下のもの 10　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以上4,550m以下のもの イ　N36°13′21″E140°09′30″の地点、N36°06′23″E140°08′24″の地点、N36°07′05″E140°11′34″の地点、N36°07′05″E140°15′14″の地点、N36°06′02″E140°20′56″の地点、N36°10′53″E140°21′47″の地点、N36°12′04″E140°18′53″の地点及びN36°13′21″E140°09′30″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N36°04′53″E140°27′03″の地点、N35°57′32″E140°29′39″の地点、N35°56′00″E140°35′35″の地点、N35°58′00″E140°32′48″の地点、N36°04′20″E140°30′00″の地点及びN36°04′53″E140°27′03″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ハ　成田ＶＯＲを中心とする半径72㎞の円内の区域のうちN35°38′11″E141°04′44″の地点とN35°36′18″E141°09′12″の地点を結ぶ直線の南側にあり、N35°38′11″E141°04′44″の地点とN35°11′49″E140°31′19″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N35°11′49″E140°31′19″の地点とN35°09′27″E140°32′47″の地点を結ぶ直線及びその延長線の東側にあるもの（成田ＶＯＲを中心とする半径65㎞の円内の区域に係るものを除く。） ニ　成田ＶＯＲを中心とする半径72㎞の円内の区域のうちN35°11′49″E140°31′19″の地点とN35°09′27″E140°32′47″の地点を結ぶ直線及びその延長線の西側にあり、N35°09′27″E140°32′47″の地点とN35°07′55″E140°32′25″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 11　N36°10′53″E140°21′47″の地点、N36°06′02″E140°20′56″の地点、N36°04′20″E140°30′00″の地点、N36°08′11″E140°28′18″の地点及びN36°10′53″E140°21′47″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m以上4,550m以下のもの 12　N36°16′59″E140°10′15″の地点、N36°13′21″E140°09′30″の地点、N36°12′04″E140°18′53″の地点、N36°08′58″E140°26′26″の地点、N36°16′19″E140°26′19″の地点及びN36°16′59″E140°10′15″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,150ｍを超え4,550m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五条第四号の規定に基づき、有視界気象状態について航空交通管制圏又は航空交通情報圏内にある空港等と同一の条件が適用される航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある空港等の指定に関する告示（平成十七年八月四日国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

本則中「、広島西飛行場」を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５７号

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字押込73番地11

債務者　山端　君恵

1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５９号

青森県十和田市大字三本木字下平146番地１富士美荘８号

債務者　宮澤　和弘

1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１３４４号

さいたま市見沼区東大宮５丁目40番地８コーネル東大宮202号

債務者　丸山　英昭

1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５４号

埼玉県朝霞市溝沼３丁目７番34号　溝沼ハイム101

債務者　田中　　聡

1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９０号

埼玉県蕨市中央２丁目13番14号　第２プラトー102号

債務者　花石　秀一

1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０７号

さいたま市北区東大成町２丁目431番地２アプリコットハウス202、旧住所さいたま市北区東大成町２丁目１番地１　レクセルマンション大宮大成405

債務者　田崎ゆかり

1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１４号

埼玉県志木市中宗岡３丁目24番50号

債務者　下斗米サトルニーナこと　シモトマイサトルニーナ　アガッド

1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係